

別紙 1 公共施設等運営事業の対象施設

重要文化財に指定された下表の施設，及び文化財保護法第172条第1項括弧書の規定により管理団体に指定された者に管理を行わせることとなる施設（募集要項等で定める。）を対象とする。

<p>七 旧 中央看守所及び事務所 第一分房監（第一寮） 第二分房監（第二寮） 第三分房監（第三寮） 夜間寝房（第四寮） 雑居監（第五寮）</p>	<p>西総 鐘鎮 勢 門門 樓堂 堂 守 至</p>
<p>一七棟 煉瓦造、建築面積一、九〇八・七五平方メートル、二階建、地下一階、 煉瓦葺一部銅板葺 煉瓦造、建築面積七三三・一〇平方メートル、二階建、南面渡廊下附 属、煉瓦造、建築面積三三〇・八八平方メートル、二階建、地下一階、 煉瓦葺 煉瓦造、建築面積七三三・一〇平方メートル、二階建、南東面渡廊下 附属、煉瓦造、建築面積三三〇・八八平方メートル、二階建、地下一階、 煉瓦葺、北西面検身場附属、木造、建築面積五五・一〇平方メートル、 鉄板葺 煉瓦造、建築面積六四六・三二平方メートル、二階建、東面渡廊下附 属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、 煉瓦葺 煉瓦造、建築面積七三二・七七平方メートル、二階建、北東面渡廊下 附属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、 煉瓦葺 煉瓦造、建築面積八一三・〇八平方メートル、二階建、北面渡廊下附 属、煉瓦造、建築面積三四・八八平方メートル、二階建、地下一階、 煉瓦葺</p>	<p>附・廟門一基 石造廟門 ・十一重塔一基 石造十一重塔 ・十三重塔一基 石造十三重塔 ・石橋一基 石造桁橋、高欄付 ・無縫塔二基 各石造無縫塔 桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、本瓦葺 附・厨子一基 桁行一間、梁間一間、入母屋造、妻入、正面軒唐破風付、板葺 ・棟札二枚 宝永五年六月、宝永五年六月 一間社流造、本瓦葺 桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、本瓦葺 附・棟札二枚 元禄一六年九月、元禄一六年九月 四脚門、切妻造、本瓦葺、東方潜戸付 一間高麗門、切妻造、本瓦葺 附・手水所一棟 桁行二間、梁間一間、一重、入母屋造、棧瓦葺、石水盤及び井戸付</p>
<p>国 （法務省）</p>	
<p>東京都千代田区 区震が関一丁目 一番一丁</p>	
<p>奈良県奈良市 市般若寺町 一八番地</p>	

